

入 札 公 告

福島県立聴覚支援学校福島校物品移設業務委託について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6第1項及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。）第246条第1項の規定により公告する。

令和元年6月7日

福島県立視覚支援学校長 須田 康仁

1 入札に付する事項

- (1) 業務名 福島県立聴覚支援学校福島校物品移設業務委託 一式
- (2) 業務内容 別紙仕様書による。
- (3) 委託期間 契約締結日から令和元年8月23日まで

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件を全て満たしている者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

- (1) 施行令第167条の4第1項の各号のいずれにも該当しない者であること。
- (2) 本件の広告の日から入札の日までの間に、福島県から入札参加資格制限措置又は指名停止を受けていない者であること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者にあつては、当該手続開始の決定を受けた後にこの入札に参加することに支障がないと認められる者であること。
- (4) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2項に規定する暴力団をいう。以下同じ。）若しくは暴力団員（同法第2条第6項に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）に該当すると認められる者、又は暴力団及び暴力団員と密接な関係を有すると認められる者でないこと。
- (5) 「JIS Q 15001 個人情報保護マネジメントシステム—要求事項（プライバシーマーク）」の認証又は「JIS Q 27001 情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）」の認証を受けている者であること。
- (6) 過去5年以内に、本業務委託と同種・同規模の業務を元請けとして履行した実績があり、かつ、仕様書に定める業務を確実に履行できる者であること。
- (7) 福島県内に本店、支店又は営業所を有する者であること。

3 入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、所定の一般競争入札参加資格確認申請書に、上記2の(5)及び(6)に掲げる事項について証明できる書類を添付して、令和元年6月17日（月）午後4時50分までに次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けるこ

と。

郵便番号 960-8002

福島県福島市森合町6番34号 福島県立視覚支援学校 事務室

電話番号 024-534-2574

なお、郵送により提出する場合は、書留郵便により行うものとし、令和元年6月17日(月)午後4時50分まで必着とする。

4 契約条項を示す場所等

上記3に掲げる場所において、令和元年6月7日(金)から同年6月17日(月)まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)の午前8時20分から午後4時50分までとする。

5 入札説明書等の配布

次により、入札説明書、仕様書、申請書等を配布する。

- (1) 配布期間は、上記4に掲げる期間に同じとする。
- (2) 配布場所は、上記3に掲げる場所に同じとする。

6 入札及び開札の日時及び場所等

- (1) 日時：令和元年6月21日(金)午後1時30分
- (2) 場所：福島県福島市森合町6番34号 福島県立視覚支援学校1階 小会議室
- (3) その他 郵便による入札は認めない。

7 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

入札に参加を希望する者は、入札金額の100分の3以上の金額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

(2) 契約保証金

落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

8 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、開札日の前日までの間において、提出した書類に関し、福島県知事から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

9 入札の無効

上記2の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は無効とする。

10 その他

(1) 入札方法

落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税

事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(3) 契約書作成は必要とする。

(4) その他 詳細は、入札説明書による。

(5) 本件に関する問い合わせ先

郵便番号 960-8002

福島県福島市森合町6番34号 福島県立視覚支援学校 事務室

電話番号 024-534-2574